

改正後

現行

略

(7) 自立援助ホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補 助 者	1人。

(8) ファミリーホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	1人。
補 助 者	2人。

改正後

現行

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表 (平成22年4月1日)

Table with columns for fee categories (e.g., 一般生活費, 児童養護施設費) and rows for different types of care (e.g., 児童養護施設, 児童自立支援施設, 児童福祉施設, 児童相談所, 児童発達支援センター, 児童相談所, 児童発達支援センター, 児童相談所, 児童発達支援センター).

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が傷病等により医療を受けたときは、(2) 診療報酬の算定方法及び(3) 入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額が医療費として支弁され、(4) 児童については委託先として月額72,000円(専門児童は月額122,000円)が支弁され、(5) ファミリーホーム若しくは児童(専門児童を含む。)に別して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に42,600円が加算され、(6) 月間(専門児童を含む。)が一時的な休居のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,500円が支弁され、(7) 児童自立支援施設児童が退いたときには退院後もどし費が支弁され、(8) 初年度施設入所者については、(9) 診療報酬の算定方法及び(10) 入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額のほか、分岐介助料(分岐1人につき148,310円)、給食加算料、新生児介助料及び保護料が支弁される。

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表 (平成21年4月1日)

Table with columns for fee categories (e.g., 一般生活費, 児童養護施設費) and rows for different types of care (e.g., 児童養護施設, 児童自立支援施設, 児童福祉施設, 児童相談所, 児童発達支援センター, 児童相談所, 児童発達支援センター, 児童相談所, 児童発達支援センター).

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が傷病等により医療を受けたときは、(2) 診療報酬の算定方法及び(3) 入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額が医療費として支弁され、(4) 児童については委託先として月額72,000円(専門児童は月額122,000円)が支弁され、(5) ファミリーホーム若しくは児童(専門児童を含む。)に別して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に42,600円が加算され、(6) 月間(専門児童を含む。)が一時的な休居のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,500円が支弁され、(7) 児童自立支援施設児童が退いたときには退院後もどし費が支弁され、(8) 初年度施設入所者については、(9) 診療報酬の算定方法及び(10) 入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額のほか、分岐介助料(分岐1人につき148,310円)、給食加算料、新生児介助料及び保護料が支弁される。